

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
発達障害の原因、疫学に関する情報のデータベース構築のための研究

分担研究報告書

強度行動障害に関係する過去 10 年間の障害福祉施策と研究

研究分担者 内山 登紀夫（大正大学 心理社会学部 教授）
研究協力者 志賀 利一（社会福祉法人横浜やまびこの里）

研究要旨：過去 10 年間、我が国の成人期 ASD の施策・研究のトピックスのひとつに強度行動障害がある。強度行動障害の研究は、1988 年の強度行動障害児（者）研究会を皮切りに、その後国の補助金研究等で継続的に実施されてきた。そして、1993 年に強度行動障害特別支援事業が開始されるなど、障害福祉施策に反映されるようになった。しかし、21 世紀に入り、強度行動障害に関連する施策上の議論は小さくなってきた。しかし、2012 年下半期に施行された障害者虐待防止法が契機で、強度行動障害の施策と研究が再び大きく脚光を浴びることになった。障害者虐待防止法が施行される背景には、障害者支援施設等における強度行動障害児者に対する虐待事件が繰り返し起きたことがある。障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害児者の権利利益を擁護するには、虐待を起ささない「適切な」支援の在り方を広く周知徹底することが喫緊の課題となり、2013 年より強度行動障害支援者養成研修が都道府県地域生活支援事業として位置づけられた。また、その後も矢継ぎ早に、厚生労働省では強度行動障害者に対する施策を展開している。

A. 概要と目的

過去 10 年間、我が国の成人期 ASD の施策・研究のトピックスのひとつに強度行動障害がある。強度行動障害とは、元号が昭和から平成に変わる頃、重篤な知的障害がありなおかつ激しい自傷や破壊的行動が著しい頻度や強度で長期間継続する障害児者が、精神科病院や医療型福祉施設だけでなく、福祉型入所施設等において支援を受ける事例が増えたため誕生した用語である。そして、このような状態像にある人たちの大多数は、ASD の特性が顕著であると言われていた。強度行動障害の研究は、1988 年の

強度行動障害児（者）研究会を皮切りに、その後国の補助金研究等で継続的に実施されてきた。そして、1993 年に強度行動障害特別支援事業が開始されるなど、障害福祉施策に反映されるようになった。しかし、21 世紀に入り、入所施設の削減、地域生活移行あるいは地域生活支援が障害福祉施策の大きなテーマに浮上し、されに障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）が施行されてからは、福祉サービス利用の前提条件として障害程度区分（現、障害支援区分）が導入されてことにより、強度行動障害に関連する施策上の議論は小さくなってきた。しか

し、2012年下半期に施行された障害者虐待防止法が契機で、強度行動障害の施策と研究が再び大きく脚光を浴びることになった。障害者虐待防止法が施行される背景には、障害者支援施設等における強度行動障害児者に対する虐待事件が繰り返してきたことがある。障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害児者の権利利益を擁護するには、虐待を起ささない「適切な」支援の在り方を広く周知徹底することが喫緊の課題となり、2013年より強度行動障害支援者養成研修が都道府県地域生活支援事業として位置づけられた。また、その後も矢継ぎ早に、厚生労働省では強度行動障害者に対する施策を展開している。厚生労働省における2015年より同研修の修了ならびに一定の基準を満たした場合、夜間の障害福祉サービスの報酬単価に加算を加える（2018年より日中活動サービスに拡大）等の施策の改訂が行われている。2013年以降、強度行動障害児者施策が急激に充実している。本報告では強度行動障害施策の最近の動向をまとめ、今後必要な支援について役立てることを目的とする。

B. 方法

強度行動障害者施策の最近の流れを、全国の地方自治体の主管課長を対象とした会議資料から抜粋し、年代別にまとめた。

C. 研究結果

1) 厚生労働省（2011）：発達障害者支援における実地研修システムの構築，障害保健福祉関係主管課長会議資料：平成23年2月22日：社会・援護局障害保健福祉部 障

害福祉課／地域移行・障害児支援室，＜自立支援法・児童福祉法等改正施行＞14 発達障害者の支援について（P118）

【概要】 発達障害者支援法に定めている「発達障害に関する専門的な支援を行う人材養成」を目的とした実地研修が全国4カ所の指定施設において平成23年度に実施予定であり、そのポンチ絵に「強度行動障害研修」と明記されている。なお、この研修は4施設で実施される研修プログラムのひとつ。

2) 厚生労働省（2011）：医療型障害児入所施設のイメージ案，障害保健福祉関係主管課長会議資料：平成23年6月30日：社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課／地域移行・障害児支援室，＜自立支援法・児童福祉法等改正施行＞5 障害児支援の強化（P76）

【概要】 児童福祉法に定められた医療型の「第1種自閉症児施設」、「肢体不自由児施設」、「重症心身障害児施設」が平成24年以降、18歳以上は障害者施策等による対応として、障害者自立支援法によるサービス提供になることを示すポンチ絵において、自閉症児支援の内容に「強度行動障害への対応」と明記されている。

3) 厚生労働省（2013）：強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について，障害保健福祉関係主管課長会議資料：平成25年2月25日：社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課／地域移行・障害児支援室，（P2-3）

【概要】 本格的な強度行動障害者対策がはじめて資料（『障害福祉課／地域移行・障

害児支援室』報告の2番目)に明記される。強度行動障害者は、前年度施行された虐待防止法の被害の対象になるリスクが高いことから、平成25年度予算案に、都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に強度行動障害者に対する適切な支援を広く伝達する研修を盛り込まれる。また、強度行動障害者支援に関する体系的な研修プログラムを研究・企画し、平成25年度に、各都道府県で同研修を推進する指導者を養成する研修を国立のぞみの園で実施することが報告されている。

4) 厚生労働省(2014):強度行動障害を有する者に対する支援について、障害保健福祉関係主管課長会議資料:平成26年3月7日:社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室、(P1-3)

【概要】『障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室』報告の1番目に強度行動障害支援が報告される。内容は、①これまで対象として求められなかった重度訪問介護事業における対象に強度行動障害を含めることから、都道府県及び指定都市において事業所感の連携やコンサルテーションが受けられる体制等についての留意を呼びかけるもの、②前年度よりスタートした強度行動障害支援者養成研修が基礎研修と実践研修に分けて都道府県地域生活支援事業に盛り込んでおり、その指導者研修を国立のぞみの園で実施する。

5) 厚生労働省(2015):強度行動障害を有する者への支援について、障害保健福祉関係主管課長会議資料:平成27年3月6日:

社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室、(P78-80)

【概要】『障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室』報告の順番が7番目に下がっているものの、資料には2,300字を越える詳細な報告が行われている。最も注目されるのは、平成25年度に基礎研修、平成26年度に実践研修が創設された強度行動障害支援者養成研修の修了と平成27年度報酬改訂における夜間型サービス(短期入所、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設)の重度障害者加算等の算定要件と位置づけたことである。つまり、報酬上の加算等を受けるためには、強度行動障害支援者養成研修の修了が必須となり、都道府県においては一定の規模の研修実施を促進すること、さらに障害福祉サービス事業所等においては研修受講者を積極的に送り出すことへの明確なインセンティブが設けられた。

また、平成26年度に共通カリキュラムとして定められた強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)と重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、さらに強度行動障害支援者養成研修(実践研修)と行動援護従業者養成研修の修了者は同等修了条件であり、相互の加算や従事ができるよう都道府県に事務取扱の徹底と配慮を求めている。

6) 厚生労働省(2016):強度行動障害を有する者への支援について、障害保健福祉関係主管課長会議資料:平成28年3月8日:社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室、(P13)

【概要】 前年に引き続き、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の修了が、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設における重度障害者支援換算等の算定要件になることから、各都道府県に積極的な研修実施の要望を伝えている。そして、この研修修了と加算等の算定要件については、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置を設けており、各都道府県の受講希望ニーズに合わせた研修の計画的な実施を求めている。また、行動援護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程と強度行動障害支援者養成研修との同じカリキュラムで実施しており、研修修了の扱いも同じであることを再度報告している。

7) 厚生労働省（2017）：強度行動障害を有する者等に対する支援について、障害保健福祉関係主管課長会議資料：平成 29 年 3 月 8 日：社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室，（P28）

【概要】 前年同様、強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施とこの研修修了が重度障害者支援加算等の要件となり、平成 30 年 3 月 31 日までに各都道府県単位で積極的な実施を要望している。また、この研修は、平成 29 年度に新たに新設される「地域生活支援促進事業」の特別枠、さらに「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」として活用できることになっており、都道府県からの申請を促している。

8) 厚生労働省（2018）：平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改訂について、障害保

健福祉関係主管課長会議資料：平成 30 年 3 月 14 日：社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室，（P1-162）

【概要】 平成 30 年度より「専門的人材の確保・養成の機能の強化」として、重度障害者支援加算を生活介護に創設する。これまでは、重度障害者支援加算の対象は夜間サービス（短期入所、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設）だけであった。なお、施設入所支援と併設している（障害者支援施設の）生活介護は対象とはならない。また、障害児支援施設に 1 年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を提供することを目的に、共同生活援助、宿泊型自立訓練を対象に「強度行動障害者地域移行特別加算」を新設する。なお、平成 27 年 3 月 31 日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所について、強度行動障害支援者養成研修の修了者配置の経過措置を、平成 30 年 3 月 31 日から平成 31 年 3 月 31 日までに延長する。

9) 厚生労働省（2019）：強度行動障害を有する者等に対する支援について、障害保健福祉関係主管課長会議資料：平成 31 年 3 月 7 日：社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室，（P180-181）

【概要】 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施とこの研修修了が重度障害者支援加算等の要件となり、延長された経過措置の期限である平成 31 年 3 月 31 日までに各都道府県単位で積極的な実施を再度要望している。その際、地域生活支援事業の「地域生活支援促進事業」に位置付けられ

ている「強度行動障害支援者養成研修事業」や、「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」を活用することにより、強度行動障害支援者養成研修の充実を図ること。強度行動障害支援者養成研修については、研修開始から5年が経過しており、研修内容の均一さを目指し、カリキュラムやプログラムの改訂について研究事業を通して検討する。また、障害支援区分の認定にあたっては、「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」という前提を遵守すること。

強度行動障害の研究は、国の障害福祉施策と密接に関係している。図1は、最近の強度行動障害研究の全体像を大まかに整理したものである。以下には、この図1の分類に従い、過去10年間の研究・報告等を紹介する。

図1. 過去10年間の強度行動障害研究の分類

I. 国の障害福祉施策

大塚晃(2010):強度行動障害の定義について. 研究代表者井上雅彦『強度行動障害の評価と支援手法に関する研究(厚生労働科学研究費補助金)』, 5-14.

勝井陽子(2013):強度行動障害に関する政策変遷についての考察:強度行動障害特別

処遇事業から支援費制度まで. 社会福祉学, Vol.54(3), 29-40.

志賀利一・五味洋一・村岡美幸(2014):強度行動障害に係る研究の経過. 国立のぞみの園研究紀要, Vol.7, 45-59.

曾根直樹(2014):強度行動障害施策の経過と今後の予定. かがやき(日本自閉症協会), Vol.10, 38-40.

(独)国立のぞみの園の在り方検討会(2018):(独)国立のぞみの園の在り方検討会:報告書.<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_445405.html>

三島卓穂(2019):強度行動障害をもつ人のすみかは何処なのか. 生命と倫理(上智大学生命倫理研究所), Vol.6, 4-22.

志賀利一・古川慎司・田中正博他(2017):重度障害者等包括支援事業のサービス利用の実態と運営上の課題. 国立のぞみの園研究紀要, Vol.10, 51-60.

①②は、障害者虐待防止法の施行を契機とした人材養成に向けての国の新たな施策に至るまでの強度行動障害に対する障害福祉施策の変遷をまとめている。1980年代後半の強度行動障害児(者)研究会や一連の厚生(労働)科学研究、さらに強度行動障害特別処遇事業の内容と評価、そしてその後の加算の仕組み等について詳細に解説されており、今後の課題も提示されている。③④は、新たな人材養成が必要になった根拠と今後の方向性について触れられており、この方針のもと現在の強度行動障害者施策が継続している。⑤は、1960年代から70年代において、多くの知的障害者の家族や支援の関係者等の要望に応え設立された公設の大規模入所施設(コロニー)の今後の在り方に

ついて有識者で議論された検討会の報告書である。のぞみの園の今後として、強度行動障害者支援とその実践成果を調査研究し普及啓発する必要性について触れられている。⑥は、これまでの内外の虐待事件や国連の障害者権利条約の主旨に照らし合わせ、また内外の取り組み例をあげて、強度行動障害者が尊厳を持ち地域で生活できる環境整備の方向性を示唆している。⑦は、障害者自立支援法施行後 12 年間でほとんど利用実績が伸びない重度障害者等包括支援事業の実態調査をまとめたものであり、少ないながらも強度行動障害者が利用実績の多数を示していることがわかる。

II. 地域（都道府県等）の施策

木村ひとみ (2015) : 親の願い. 砂川紀要 (大阪府立砂川厚生福祉センター), 76-87.

山本彩・真鍋龍司・葛西俊治 (2016) : 強度行動障害支援者養成研修を支える仕組みの検討：強度行動障害支援者養成研修フォローアップ研修でのアンケート調査から. 札幌学院大学人文学会紀要, Vol.100, 1-11.

志賀利一 (2017) : 障害福祉サービスとしての強度行動障害者支援の到達点と課題. 国立のぞみの園研究紀要, Vol.10, 61-83.

野口幸弘・平井尚史・森口哲也・池田顕悟他 (2017) : 福岡市における強度行動障がい者への取り組みの現状と課題. 日本自閉症スペクトラム学会第 16 回大会自主シンポジウム 6 (論文集).

宮城県 (2017) : 船形コロニー整備事業：基本構想 . <<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/374229.pdf>>

茨城県 (2017) : 県立あすなろの郷検討委員

会 報 告 書 (案) . <<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/documents/62houkokusyooan.pdf>>

横浜市：知的障害者の住まいの検討部会 (2017) : 行動障害のある方の地域移行及び地域生活に向けた方向性について. <WEBページリンク切れ>

①は、我が子が成人になり、行動障害が著しき故に精神科病院に入院、その後の入所施設利用先が見つからず、家族で奮闘して話しを中心に、強度行動障害者支援の重要性を訴えている。②は、地域生活支援事業に位置づけられている強度行動障害支援者養成研修の実施とその後のフォローアップ研修から、地域におけるさらなる人材養成の課題等を低減している。③は、強度行動障害支援者養成研修実施後、複数の地方自治体で新たな強度行動障害施策がスタートしておりその概要を紹介している。④は、福岡市における人材養成、相談支援を中心とした支援ネットワークの仕組み、さらに強度行動障害者集中支援モデルの成果といった、地方自治体独自の取り組みをまとめたものである。⑤⑥は、国立のぞみの園同様、地方自治体で設立したコロニーの今後のあり方について、有識者からなる検討会で議論された報告書である。どちらも、民間施設等での受入が困難な強度行動障害への専門的支援ならびに地域移行を事業の骨子に据えている。⑦は、強度行動障害者への横浜市全体の今後の方向性について提案されたものであり、より専門的で実効性のある人材養成ならびに強度行動障害者支援に特化した地域の拠点事業の重要性を提案している。

III. 施設等における支援

真鍋龍司 (2009) : 強度の行動障害を伴う自閉症の人たちの地域移行. 発達障害研究, Vol.31(5), 384-399.

近藤裕彦・木村昭一・亀山隆幸他 (2012) : 自閉症成人施設における強度行動障害支援終了者の福祉サービスの利用状況. 研究代表者井上雅彦『強度行動障害の評価と支援手法に関する研究 (厚生労働科学研究費補助金)』, 7-15.

遠藤浩 (2014) : 知的障害者の入所施設の現状と課題: 今後の方向性について. 発達障害研究, Vol.36(4), 312-320.

中村公昭 (2014) : 強度行動障害の取り組み: 通所施設における支援. かがやき (日本自閉症協会), Vol.10, 48-51.

勝部真一郎 (2014) : 強度行動障害の取り組み: 入所施設における支援, かがやき (日本自閉症協会), Vol.10, 52-54.

田口崇史・伊豆山澄男・田口正子他 (2016). 著しい行動障害を呈する利用者の入所から退所までの取り組み: 家庭内での他害行為等が著しい利用者への支援. 国立のぞみの園研究紀要, Vol.9, 118-122.

①⑥は、強度行動障害者に対する障害者支援施設での支援ならびに地域移行を行って事例の紹介、④は通所の生活介護事業所における強度行動障害者支援のポイントを、⑤は入所施設における支援のポイントをまとめている。どれも、強度行動障害支援者養成研修で紹介されている構造化を中心とした標準的な支援を基本にした実践報告である。②は、強度行動障害のある人が障害者支援施設を退所し地域生活移行後にどのような障害福祉サービスを利用しているかを調査したものである。地域移行時に行動障害の得点が高い状況であっても、様々な障害

福祉サービスを組み合わせて地域生活を継続している事例が存在している。③は、国の施策として入所施設の取り組むべき課題の1番は入所利用者の地域移行であり、同時に、著しい行動障害を有する人、精神科病院に社会的入院している知的障害者等、障害福祉施策の課題とされる人を対象とした専門性に裏付けられた支援の提供が求められていると、入所施設の役割の変化と歴史経過を踏まえまとめて報告している。

IV. 強度行動障害の評定方法

信原和典 (2011) : 鳥取県における強度行動障害を有する方への現状等に関わる調査: 施設・事業所における強度行動障害のある方への、現状等に係る調査. 日本発達障害学会第46回論文集.

井上雅彦 (2012) : 強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究. 研究代表者井上雅彦『強度行動障害の評価と支援手法に関する研究 (厚生労働科学研究費補助金)』平成21-23年度総合研究報告書.

(独) 国立のぞみの園 (2014) : 行動障害の状態像の評価に関する判定基準の整理【調査1】. 平成25年障害者総合福祉推進事業『強度行動障害者支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について報告書』, 45-53.

井上雅彦 (2016) : 強度行動障害のアセスメントと支援. 臨床心理学, Vol.16(2), 199-203.

強度行動障害とは、国の障害福祉施策として登場したものであり、1993年の強度行動障害特別処遇事業の開始と同時に「強度行動障害判定基準表」が作成され、一定の得点以上の者を強度行動障害と定義した (当

初は 20 点以上)。2006 年施行の障害者自立支援法より、「障害程度区分」が導入された。この障害程度区分の認定調査項目の一部を「行動関連項目」と呼び、一定の点数以上を、当時新設された行動援護事業の給付対象者としたことから、強度行動障害判定基準表は使われなくなり、「行動関連項目」が強度行動障害の判定基準として採用されるようになった。また、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改定され、「行動関連項目」も新たな内容に更新され、2014 年より新たなカットオフ値が採用されている。国の強度行動障害の判定基準は、つまり A（強度行動障害判定基準表）から B（障害程度区分・行動関連項目）、そして C（障害支援区分・行動関連項目）へと 3 代アップグレードしている。ただし、この判定基準は、一定の研修を受け、地方自治体より認められた認定調査員が、比較的短時間に評定する仕組みである（強度行動障害者支援の経験豊富な者が一定の時間をかけて評定するものではない）。①は、知的障害児者 3 千人弱の大規模調査の結果 A で 20 点以上、B で 15 点以上を満たす者は全体の 4.6% であること、そして状態像や障害福祉サービスの利用状況等との関連を考察している。②は、A と B ならびに標準化された評定尺度である PARS、ABC-J、Vineland II との関連性の調査を行っており、強度行動障害の判定基準はこれら標準化された尺度と特定の項目との関連性が示唆されており、特に ABC-J は A・B の共通基準としての可能性が示唆されている。③は、B と C との関連性を調査したものであり、C のカットオフ値設定の基礎資料のひとつになっている。④は、強度行動障害のアセスメントの経過を整理し、強度行動

障害者支援にふさわしいアセスメントのあり方を学術的に低減している。

V. 教育と強度行動障害

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 (2013): 強度行動障害の評価基準等に関する調査について (報告書). 平成 24 年度障害者総合福祉推進事業.

小笠原恵・湯川英高・加藤慎吾他 (2015): 知的障害特別支援学校における行動問題の実態と教員の意識調査. 発達障害研究, Vol.37(2), 160-173.

五味洋一・井上雅彦 (2016): 強度行動障害のある人の保護者の支援ニーズ: ライフステージによる変化に着目したヒアリング調査から. 発達障害研究, Vol.38(2), 224-236.

矢野川祥典・柳本佳寿枝・大久保裕也他 (2018): 強度行動障害を伴う自閉症児への教育支援の在り方と課題. 高知大学教育実践研究, Vol.32, 161-168.

①③は、ライフステージとしての教育期間に焦点を当て、強度行動障害の早期の対応の重要性を報告している。なお、すでに成人になった知的障害者の家族からの調査では、高校生の年代が最も行動障害が重篤であったと報告しており、ついで中学校の年代、卒後の年代と続くと報告されている。②は、特別支援学校を対象とした大規模調査であり、障害程度区分・行動関連項目 (IV の B) で基準以上の児童・生徒数が 7.9% いると推計しており、教育支援上の課題を考察している。④は、特別支援学校における強度行動障害のある生徒の行動上の問題を詳細にまとめ、支援上の課題を考察している。強度行動障害とは、障害福祉施策上の概念であり、上記の文献においても、教育機関以外の地域の福祉機関等との連携を前提としている。

VI. 医療と強度行動障害

吉野邦夫 (2014) : 強度行動障害と医療. かがやき (日本自閉症協会), Vol.10, 54-56.

井上祐紀 (2014) : 強度行動障害. 精神科治療学, Vol.29 増刊号『発達障害ベストプラクティス:子どもから大人まで』, 393-396.

田渕賀裕・原郁子・松原三郎他 (2014) : 長期在院精神遅滞患者と強度行動障害に関する調査 : 精神科病院へのアンケート調査 249 件の回答から. 病院・地域精神医学, Vol.57(1), 62-68.

木村一優 (2016) : 入院治療. かがやき (日本自閉症協会), Vol.12, 44-48.

市川宏伸・會田千恵 (2018) : 療養介護病棟の役割の明確化と、地域移行に向けた福祉の連携. 研究代表者市川宏伸『医療的管理下における介護及び日常的な世話が必要な行動障害を有する者の実態に関する研究 (厚生労働行政推進調査事業費補助金)』平成 27-29 年度総合研究報告書, 38-44.

強度行動障害の医療については、抗精神病薬を中心とした薬物療法が一般的に行われるが、多剤併用処方にならないよう留意すること、入院治療においての物理的な刺激の軽減効果、作業療法を含めた日中活動の保証、退院後の支援計画 (福祉との連携) 等が共通している (①、②、④)。しかし、③では、精神科病院の長期入院患者の中には強度行動障害が想定される患者が一定数いることも明らかになっている。また、⑤のように、福祉領域における公立コロニーの今後のあり方同様、旧国立病院における強度行動障害者の療養介護病棟のあり方についても社会的な課題になっている。

D. 考察

E. まとめ

21 世紀に至り、強度行動障害への関心は低下していたが、2013 年以降、強度行動障害児者施策が急激に充実していることを明らかにした。

F. 参考文献

本文内に記載した。